

# 1. 総則

---

## 1-1 目的

本技術指針は、市設建築物に求められる用途に応じた耐震性能および防災機能を明確にするとともに、要求される耐震安全性に応じた構造体、建築非構造部材、建築設備、内外部空間計画、機能保持のための設備等についての設計手法や計算条件を定めたものである。また、既存建築物についての耐震診断手法や耐震改修手法についても定め、市設建築物として保有すべき耐震安全性を確保させることを目的とする。

## 1-2 適用範囲

本技術指針は市設建築物のうち、原則として建築基準法の適用を受けるものを対象とし、新築建築物および、既存建築物に適用する。

なお、高さが60mを越える建築物や免震建築物など、建設大臣が建築基準法の規定と同等と認める構造計算によらなければならない建築物の設計においても、想定する地震動や目標耐震性能の考え方など基本的な部分は準用する。